

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

(お知らせ)

倉敷市総務局総務部工事検査課

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、倉敷市の土木工事において、熱中症対策に資する経費に関して、現場管理費の補正を試行することとしましたのでお知らせします。

1 対象工事等

(1) 対象となる工事

主たる工種が屋外作業である工事

(2) 対象となる地域

全ての地域

(3) 対象となる積算基準

土木工事標準積算基準

機械設備積算基準

港湾請負工事積算基準

土地改良工事積算基準

漁港漁場関係工事積算基準

2 補正方法等

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算します。

なお、補正は精算時に設計変更を行います。

$$\text{対象純工事費} \times \left((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \boxed{\text{補正値}_{※1} (\%)} \right)$$

$$\boxed{\text{補正値} (\%)} = \text{真夏日率} \times 1.2$$

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日}_{※2} \div \text{工期}_{※3}$$

※1 補正值：「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合」及び「緊急工事の場合」の補正と重複する場合には最高2%とします。

※2 真夏日：日最高気温が30度以上の日とします。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とします。
気温の計測については、「気象庁の地上気象観測所の気温」または「環境省が公表している観測地点の暑さ指数（以下WBGTと言う。）」を用いることを標準とします。なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25度以上となる日とします。

※3 工期：夏季休暇、年末年始休暇、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間を除きます。

熱中症の対策については、厚生労働省の「STOP！熱中症 クールワークキャンペーンリーフレット」を参照ください。

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000900484.pdf>

3 適用

令和3年4月1日以降に契約を行った工事のうち、受注者が希望するものを対象としますので、希望する場合、監督員に協議をお願いします。

【問合せ先】

総務局総務部工事検査課技術管理室

TEL 086-426-3453